

監理団体の業務の運営に関する規程

岐阜メタルアート協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令等（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

- 1 本事業所は、岐阜県および愛知県内のエリアにて「金属加工」業種の技能実習および特定技能(以降、「技能実習等」という。)に関し、求人の申込みについてこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が厳しいと認められる場合、技能実習または特定技能外国人を労働力の需給調整弁と考えていると認められる場合 又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、LINE アカウントをご開示頂き LINE での情報交換により明示(以降「LINE 連絡」という。)してください。
- 4 求人受付の際には、監理費を、別表の監理費表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。
- 5 **求人のキャンセルについて**
 - ① 技能実習生の求人のキャンセルはインドネシアで募集が始まる前までは無料です。
 - ② **現地での試験などが行われた後の場合**
その実費を 100%および現地試験の為に集まった候補生全員に対して交通費と 3 日分程度の人件費をお支払いいただきます。※当事業所は預かった費用をそのまま送金するだけです。
 - ③ **技能実習生の選考が終わり合格者を連絡した後のキャンセル**
日本側企業の倒産を除き出来ません。これは、日本とインドネシア間の信頼関係を損ねるだけでなく合格して日本での実習に希望を持ち、既に日本語を勉強し始めている合格者に対して大きな失望を与える事になる為です。

第3 求職

- 1 本事業所は、岐阜県および愛知県内のエリアにて「金属加工」業種の技能実習等に関し、求職の申込みについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求人票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。また、LINE 連絡下されても可能です。

第4 技能実習および特定技能に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、LINE 連絡下されても可能です。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 本事業所は在日の技能実習生等の紹介を行い、その人材の採用が決定した場合、その求人をした企業または組合等より紹介料を、別表の監理費表に基づき申し受けます。（別表 監理費表の「紹介料」(※2)および(※3)をご一読願います。）

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）

によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。

- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 4 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 5 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 6 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 7 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じます。
- 8 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本規程をインターネットにより公表（インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合は 本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に本規程を掲示）します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、鈴木彩乃です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること

(6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、**別表の監理費表**に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、宿泊費、海外の現地での食費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）、在留管理に係る書類作成などの事務費用、相談窓口としての対応費用、通訳の人件費、各種行政団体・官庁への申請費用、帰国の際の引率に掛かる人件費・交通費、監理団体の事務所維持に必要な額とします。

- 3 入国時一時金（講習費等）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日前に、団体監理型実習実施者等から、予想される実費を計算し申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の予想される相当額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他行政・官庁と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、「金属加工」業種のみです。

- 6 本事業所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

別表 監理費表

種別	監理費	消費税	税込み金額/ 月
技能実習 1 号	25000	2500	27500
技能実習 2 号－1 年目	25000	2500	27500
技能実習 2 号－2 年目	25000	2500	27500
技能実習 3 号－1 年目	25000	2500	27500
技能実習 3 号－2 年目	25000	2500	27500
特定技能	25000	2500	27500

送出し監理費	5000 円	1 名 1 ヶ月あたり(非課税)
--------	--------	------------------

組合費(賦課金)	5000 円	1 企業 1 ヶ月あたり(非課税)
----------	--------	-------------------

「紹介料」 ※1 および※2

紹介した方が採用された場合--- 1 名につき 10 万円

(※2) 在日の技能実習生等の紹介-----当組合の監理する技能実習生等を企業または他組合等に紹介し採用いただいた場合、企業または他組合等に対して紹介料を請求します。

(※3) インドネシアから新規受入れの場合-----当組合が企業から求人の依頼を受け、海外で募集した候補生の中から選考試験を実施し合格者が決まった場合、紹介料はいただきません。